

令和6年能登半島地震における 商店街にぎわい創出事業補助金<四次公募>

令和6年能登半島地震の影響を受けた商店街が実施する、
にぎわいを創出するための取り組みを支援します！

事業期間【募集締切】

事業期間：R7.2/28～R7.3/19【**R7.1/22**〆切】

申請要件

1. 対象者

- (1) 石川県**七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町**(以下、**能登6市町**)に所在する商店街等組織(※)
- (2) (1)と石川県(能登6市町を除く)に所在する商店街等組織との連携体
- (3) (1)または(2)と民間事業者との連携体

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

2. 来街者数及び売上の要件

令和6年能登半島地震の影響により、当該災害直後における来街者数及び売上が当該災害の前に比べて減少しており、にぎわいを創出することが必要と認められること

補助額

補助率：**10/10**(下限30万円、上限100万円)

※連合体組織(商店街振興組合連合会、複数の商店街を包含する商工会等)の上限額については、「100万円×連合体下で事業を実施する商店街等組織の数」とします。
ただし、その場合、1事業当たりの上限額は1,200万円です。

補助対象

にぎわい創出のためのイベント等を行うために必要な経費

<補助対象経費の例>

○会場借料、設営費 ○リーフレット等の印刷製本費 ○広告宣伝費 ○謝金 等

- 申請は、石川県商工労働部経営支援課で受付します。
応募方法など詳しくは石川県のホームページをご覧ください。
- 申請後、厳正な審査の上、予算の範囲内で採択者を決定します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよくご確認の上、お申込みください。

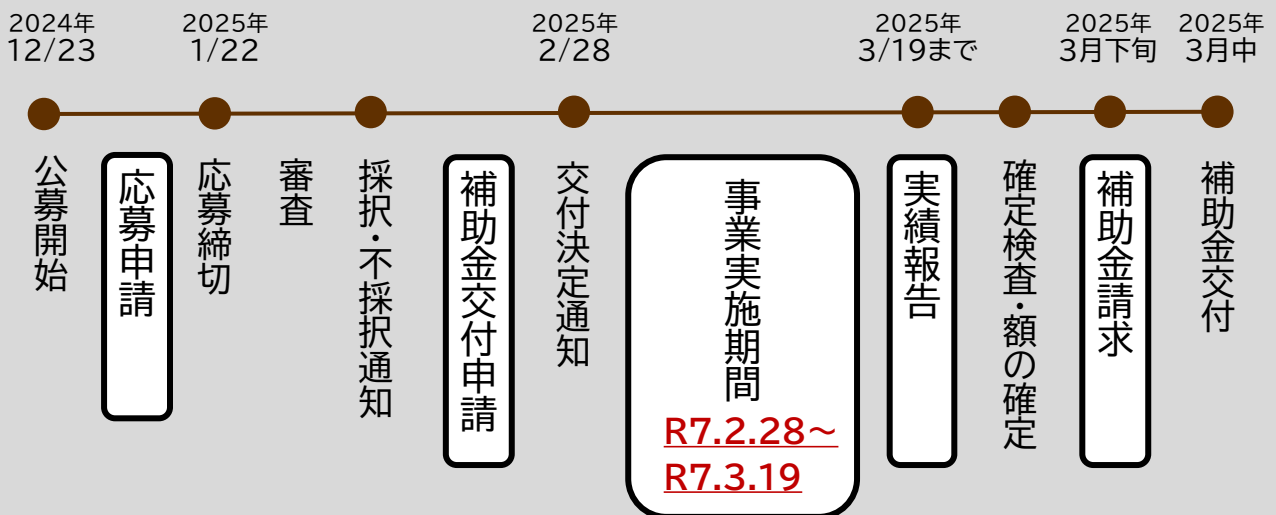
留意事項

- 対象経費に消費税分は含みません。
- 事業実施期間内に発注・支出等したもののみ(※)補助対象となります。
(※)交付決定前の発注や事業実施期間終了後の支出等は補助対象外となります。
- 補助金の支払いは、事業実施期間終了後、精算払(後払い)となります。

補助の対象とならない主な経費

- 各種保険料 ○食材費(商品開発に占める経費は除く) ○光熱水費
- 景品・謝礼に係る経費(景品、商品券等) ○応募書類、補助金交付申請書等の作成費用 等

公募～事業完了までのスケジュール



…事業者が行う手続き等

お問合せ先

石川県 商工労働部 経営支援課 企画管理・商業グループ
TEL:076-225-1521